

職員倫理条例・規程等に係る全国調査結果（平成30年2～3月集計）

1. 職員倫理に関する条例・規程もしくはこれに準ずるものの制定状況

○条例等の規定を制定しているもの： 34 県

	職員倫理に関する規定		
	利害関係者との間の禁止行為等を具体的に定めている		
条例レベル	11	10 ^{*1}	北海道、青森、岩手、福島、静岡、岡山、徳島、香川、高知、福岡
規則・訓令レベル	12	12 ^{*2}	宮城、山形、埼玉、岐阜、愛知、滋賀、和歌山、山口、大分、宮崎、鹿児島、沖縄
要綱・指針レベル	11	9 ^{*3}	秋田、新潟、山梨、三重、大阪、鳥取、広島、長崎等
計	34	31	

※1 国家公務員倫理法と国家公務員倫理規程に準じて規定しているもの。

※2 国家公務員倫理規程等に準じた内容を規定しているもの。

※3 服務規程で職員倫理に触れているが、具体的な禁止事項は要綱・指針等で定めているものを含む。

2. 利害関係者との飲食について

(1) 届出制度等

○届出制度等を制定しているもの： 19 県

・届出制度：	<u>12</u> 県
・対象を絞った届出制度：	<u>3</u> 県
・許可制度：	<u>2</u> 県
・対象を絞った許可制度：	<u>2</u> 県

(2) 届出等基準金額

	届出制		対象を絞った届出制		許可制		対象を絞った許可制	
	基準金額なし	基準金額あり	基準金額なし	基準金額あり	基準金額なし	基準金額あり	基準金額なし	基準金額あり
基準金額なし	5	岩手、宮城、岐阜、大分、沖縄	3	青森 ^{*1} 、福島 ^{*2} 、徳島 ^{*1}	2	滋賀、鹿児島	1	福岡 ^{*3}
基準金額あり	1万円超	4	北海道、山形、大阪、宮崎	—	—	—	—	—
	5千円超	2	静岡、和歌山	—	—	—	1	愛知 ^{*1}
	4千円以上	1	岡山	—	—	—	—	—
計	12		3		2		2	

※1 夜間の飲食を対象としている。

※2 昼間における簡素な飲食以外を対象としている。

※3 入札参加事業者との飲食(多数の者が出席する祝賀会での飲食等を除く)を原則禁止としうえて、個別に協議のうえ例外的に承認することがある。

(3) 「適正な自己負担」や「届出」以外の「その他の要件」

○「具体的な要件」を設けているところはない。

○「職務上の必要性」等の抽象的な要件を設けているところは複数ある。

3. 禁止事項等の違反に対する懲戒処分の基準について

○懲戒基準を定めているもの： 12 県

職員倫理に関する条例を制定しているもの	5	北海道、静岡、徳島、高知、福岡
職員倫理に関する規則や要綱等を制定しているもの	7	山形、岐阜、和歌山、鳥取、広島、宮崎、沖縄

4. 推進体制

(1) 庁内推進組織（本県のコンプライアンス推進本部等）の設置

12 県

(2) 倫理審査会やコンプライアンス委員会等の第三者機関（人事委員会除く）の設置

8 県

5. 研修

(1) 利害関係者との間の禁止事項に関する研修

①研修を実施しているもの： 38 県

②テキスト配布のみのもの： 2 県

③実施していないもの： 6 県

(2) 独自のテキストの作成

17 県

6. 倫理条例等で禁止行為等の基準を具体化したことに伴う効果

(1) 職員の意識向上に繋がったとの意見

・上司における管理・指導がしやすくなった。

・禁止行為等が体系化されて条例等として整理されたことにより周知徹底が図られた 等

(2) 利害関係者との関係の適正化が進んだとの意見

・職員が事業者等との交流及び交際を図ることができる環境の構築に資した。

・職員側から断るための根拠となり、業者側からの接触の抑止につながった 等

7. 倫理条例等の内容や運用における課題

(1) 不断の取組が必要であるとの意見

・条例違反等は無くなっておらず、研修等の機会を通じて引き続き啓発に努める必要がある。

・時間が経過し、徐々に職員の意識が希薄になってきている恐れがある。

(2) 利害関係者との意見交換の場を設けにくくなっているとの意見

・届出金額の基準が設定されておらず、原則全て届出を要するため、「利害関係者との自由な意見交換の場を設けにくくなっている」という意見が寄せられている。